

# ◆ 認定までの流れ (標準処理期間：40日)

## 自動車運転代行業を営もうとする者・法人

警察署経由

認定申請

(法第4条、第5条第1項)

未申請

公安委員会

欠格事項に関する審査

(法第5条第4項)

認定拒否

(法第5条第3項)

国土交通大臣に協議

(法第5条第4項)

それでも営む場合・・・

運転代行業者として  
認定

(法第5条第2項)

営業廃止命令  
(国土交通大臣に協議)

(法第24条)